

愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務委託契約書（案）

愛媛県歴史文化博物館（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務の内容）

第2条 甲は、乙に業務を委託し、乙は、別添、愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務実施要領の定めるところにより、業務を実施する。

（契約期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、この契約の締結の日から平成30年9月14日までとする。

（委託料）

第4条 この契約に基づく業務の委託料は、金_____, _____円（うち消費税及び地方消費税の額_____, _____円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（業務計画書の提出）

第8条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受け

るものとする。

(業務計画の変更)

第9条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算の支出の部区分の欄に掲げる経費の20%以内の流用及び消費税及び地方消費税の額に係る変更については、この限りでない。

(調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務実績報告及び完了確認)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託業務の完了について検査を行うものとする。

(検査)

第12条 甲は、前条第2項の検査により、業務内容が不十分と認められる場合は、改めて業務を命ずることができる。

(所有権の移転等)

第13条 物品の所有権は、検査に合格した時をもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(委託料の支払)

第14条 第11条第2項の検査終了後、乙は委託料の支払を委託料請求書(様式第4号)により請求するものとし、甲は請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受領する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第15条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査

期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

- 3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

（費用負担）

第16条 業務を実施するために必要な機械器具及び資材に係る費用は、すべて乙の負担とする。

（服務）

第17条 この契約により乙の作業員が行う業務上の行為は、すべて乙の責めとし、業務上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

（かし担保等）

第18条 乙は、物品の品質不良、変質、数量の不足、その他の検査時に発見しえない隠れたかしについて、担保の責めを負うものとし、その期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) かしについて、乙に故意又は重大な過失のある場合は、甲がそのかしを発見した日から1年以内
- (2) 前項以外のかしの場合は、所有権移転の日から1年以内
- 2 乙は、発見されたかしについて、甲が次の各号のいずれかを請求したときは、その請求に応じなければならない。
 - (1) かしの補修又は良品との交換
 - (2) かしの補修又は良品との交換とともに、そのかしにより甲が被った損害の賠償
 - (3) かしにより甲が被った損害の賠償
- 3 前項に規定する損害賠償額は、甲乙協議して決める。

（甲の解除権）

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全額若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第21条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意又は過失によって資料、建物、機械器具等（第三者の所有に属するものを含む。）を破損し、又は亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(関係書類の整備および保管)

第22条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第23条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第24条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第25条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管轄)

第27条 この契約に関する紛争は、全て松山地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目1番地2
(甲) 愛媛県歴史文化博物館
館長 秦 恭裕

(乙) _____

様式第1号（第8条関係）

平成 年 月 日

愛媛県歴史文化博物館長 様

住所

法人名

代表者職氏名

愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務計画書

平成 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務について、委託契約書第8条の規定に基づき、業務計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 収支予算書
- 4 その他

様式第2号（第9条関係）

平成 年 月 日

愛媛県歴史文化博物館長 様

住所

法人名

代表者職氏名

愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務変更計画書

平成 年 月 日付け 第 号で承認のあった愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務を下記のとおり変更したいので、委託契約書第9条の規定に基づきその承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 収支予算書
- 4 その他

(注) 変更のない項目については、省略することができる。

様式第3号（第11条関係）

平成 年 月 日

愛媛県歴史文化博物館長 様

住所

法人名

代表者職氏名

愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務実績報告書

平成 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務について、委託契約書第11条の規定に基づき、業務実績報告書を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施期間
- 3 業務の実施状況
- 4 収支決算書
- 5 その他

様式第4号（第13条関係）

愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務委託料請求書

平成 年 月 日

愛媛県歴史文化博物館長 様

住所

法人名

代表者職氏名

平成 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務に係る委託料について、委託契約書第14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

一金

円也

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 愛媛県個人情報保護条例

(委託に伴う措置等)

第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(罰則)

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県(実施機関)、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。